

専任技術者（になることができる）資格・免許等コード番号一覧表

：特定建設業(法第15条第2号イ該当)の資格

：一般建設業(法第7条第2号八該当)の資格

□：特定建設業指定7業種

根拠法令等	コード	資格区分	建設業の業種																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
実務経験 建設業法	01	法第7条第2号イ該当																												
	02	法第7条第2号ロ該当																												
	03	法第15条第2号八該当(同号イと同等以上)																												
	04	法第15条第2号八該当(同号ロと同等以上)																												
「技術検定」 建設業法	11	一級建設機械施工技士																												
	12	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)																												
	13	一級土木施工管理技士																												
	14	二級土木施工管理技士(土木)																												
	15	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																												
	16	二級土木施工管理技士(薬液注入)																												
	20	一級建築施工管理技士																												
	21	二級建築施工管理技士(建築)																												
	22	二級建築施工管理技士(躯体)																												
	23	二級建築施工管理技士(仕上げ)																												
	27	一級電気工事施工管理技士																												
	28	二級電気工事施工管理技士																												
	29	一級管工事施工管理技士																												
	30	二級管工事施工管理技士																												
33	一級造園施工管理技士																													
34	二級造園施工管理技士																													
建築士法	37	一級建築士																												
	38	二級建築士																												
	39	木造建築士																												
「技術士試験」 技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)																												
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)																												
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)																												
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)																												
	45	機械・総合技術監理(機械)																												
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)																												
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)																												
	48	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)																												
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)																												
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																												
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)																												
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)																												
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																													
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)																													
電気工事士法 免状	55	第一種電気工事士																												
	56	第二種電気工事士(免状交付後要3年実務経験)																												
電気事業法 資格者証	58	電気主任技術者(第1種～第3種)(免状交付後要5年実務経験)																												
電気通信事業法 免状	59	電気通信主任技術者(資格者証交付後要5年実務経験)																												
水道法 免状	65	給水装置工事主任技術者(免状交付後要1年実務経験)																												
消防法 免状	68	甲種消防設備士																												
	69	乙種消防設備士																												

: 特定建設業(法第15条第2号イ該当)の資格

: 一般建設業(法第7条第2号ハ該当)の資格

: 特定建設業指定7業種

根拠法令等	コード	資格区分	建設業の業種																																							
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清												
職業能力開発促進法	71	建築大工																																								
	64	型枠施工																																								
	72	左官																																								
	73	とび・とび工・コンクリート圧送施工																																								
	66	ウェルポイント施工																																								
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																																								
	75	給排水衛生設備配管																																								
	76	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工 1																																								
	70	建築板金「ダクト板金作業」																																								
	77	タイル張り・タイル張り工																																								
	78	築炉・築炉工・れんが積み																																								
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																																								
	80	石工・石材施工・石積み																																								
	81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐 1																																								
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」)・「鉄筋組立て作業」																																								
	83	工場板金																																								
	84	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」) 2																																								
	85	板金・板金工・打出し板金																																								
	86	かわらぶき・スレート施工																																								
	87	ガラス施工																																								
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																																								
	89	建築塗装・建築塗装工																																								
	90	金属塗装・金属塗装工																																								
	91	噴霧塗装																																								
	67	路面標示施工																																								
	92	畳製作・畳工																																								
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																																								
	94	熱絶縁工																																								
	95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工 1																																								
	96	造園																																								
	97	防水施工																																								
98	さく井																																									
61	地すべり防止工事(「土」若しくは「井」について試験合格後要1年実務経験)																																									
62	建築設備士(「電」若しくは「管」について資格取得後要1年実務経験)注3																																									
63	計装(「電」若しくは「管」について試験合格後要1年実務経験)注4																																									
99	その他																																									

2級合格者の場合は試験に合格した後3年以上平成15年度以前の合格者は1年以上の実務経験が必要

- 1 「配管」、「鉄工」、「木工」について、昭和48年改正政令による改正後のものについては選択科目を()内の選択科目とするものに限られる。
 - 2 屋根工事業の有資格として認められるものは、昭和48年改正政令による改正後の「板金」又は「板金工」とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の制限はない。
- 注) 1 特定建設業の許可を有する者は、一般建設業の許可も有する。
 2 特定建設業に係る指定建設業種の専任技術者は、の者又は大臣特認の者に限る。()の7業種)
 3 「61」には、「平成17年度以前の地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に關し1年以上実務経験を有する者(「と」の有資格者)若しくはさく井工事に關し1年以上実務経験を有する者(「井」の有資格者)」を含む。
 4 「63」には、「平成17年度以前の一般計装士技術審査に合格した後電気工事に關し1年以上実務経験を有する者(「電」の有資格者)若しくは管工事に關し1年以上実務経験を有する者(「管」の有資格者)」を含む。
 5 「99」に該当するものとしては、「許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定において指定学科合格後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定において指定学科合格後3年以上実務の経験を有する者」、「実務経験の緩和により資格を有する者」がある。